

議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和4年度第1回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第6番森田委員さん、第7番梅田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきましてご報告いたします。

4月13日（水）西多摩地方農業委員会連合会の総会が瑞穂町役場で行われました。加藤会長にご出席いただきました。報告は以上です。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件を上程いたします。

整理番号1番について、担当委員の私から説明をいたします。

委員

整理番号1番について説明します。

4月15日、推薦人の息子さんと事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑でトラクターがかけてありました。ここには、ジャガイモ、ニンニク、玉ネギが植えてありました。空いているところは、これからサツマイモの苗を植えていくと言っていました。

委員

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑で、トラクターがかけてありました。ここには、いろんな品種の野菜を作って、無人販売で販売していくとのことでした。今は準備中なのですが、ズッキーニ、ごぼう等を植えるとのことでした。ハウスの中には苗がたくさんありました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここはトラクターがかけてありました。今年はお米の作付けをする年なので準備をしているとのことでした。

地番、地目畑、面積

ここには、委託苗が植わっていましたが、他はトラクターがかけてありました。少し植木が残っていたとのことでしたが、トラクターがかけてありました。この後は委託苗を植えたりする予定だそうです。

夏野菜の準備も出来ていて、しっかりと管理されておりました。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

整理番号2番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号1番の久保田です。

整理番号2番について説明します。

4月15日、申請者立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は、吉野街道西側で、梅3本、玉ねぎ、ほうれん草、キャベツ、

委員

レタス、のらぼうが栽培されておりました、管理は十分にされておりました。

地番、地目畑、面積

ここには、じゃがいも、長ネギ、キャベツ、ブロッコリーが栽培されておりました、同じように除草作業も十分にされておりました。

以上、3筆は十分に管理されておりました。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

ご説明の前に、議案にページ番号を付番し忘れてしまったため、お手数ですが議案第1号が1ページ、議案第2号が2ページ、議案第3号が3ページ、議案第4号が4ページとお読み取りいただければと思います。大変申しわけありませんでした。

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

事務局

整理番号 1 番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の、 さんが令和 3 年 8 月 6 日に死亡されたため、相続人である、 さん他 4 名が生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第 10 条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、4 月 15 日に久保田委員さんで行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号 1 番について、久保田委員さんの補足説明はございますか。

委員

議席番号 1 番 久保田です。

補足としまして、現状の報告をさせていただきます。

ここには、キウイ、柚子、果実を中心にしましたと、おっしゃっていました。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の への売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号。本案件については、農地所有適格法人となっておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第3号。本案件については、信託ではございませんので、適用致しません。

事務局

次に第2項第4号。こちらは農地所有適格法人となっておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と権利移動する農地の面積の合計が30アール（3,000㎡）以上であることが求められます。本案件については、譲受人およびその従業員が耕作の事業に供すべき農地は、合計30アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、榊を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、4月13日に川鍋委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号2番

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

こちらは譲渡人の さんから譲受人の への売買契約でございます。

本案件についても、整理番号1番と同様“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。この判断については《議案第2号 別紙2》の調査書を御覧ください。

なお、本案件について、譲受人は榊を作る計画です。整理番号1番と2番の間の農地も今後取得予定で、一体的に利用する計画です。

事務局

また、現地調査につきましても、整理番号1番と同様です。

整理番号2番につきましては、先月の農業委員会でも触れさせていただきましたが、昨年8月の農業委員会で諮られました農地の一つで、許可書交付前に取下げ願いが出されまして、改めて新規に許可申請が出たものです。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番および2番について、川鍋委員さんの補足説明はございますか。

委員

議席番号2番 川鍋です。

4月13日、譲受人1名、事務局2名と現地調査を行いました。

補足資料を見ていただくと、現在、さんが使用している土地が、真ん中の（地番）にあたるどころ、道から直接入れるのが、整理番号1番の（地番）三角の土地なので さんの土地なのですが、こちらの土地がどんずまりと言いますか、左右に水路が通っていて、道が一戸しかないということもありまして、そちらを購入し、その時に利用できるよということでございます。

また後ろの方は、（地番）と水路と段差があって、畑としては さんのところとでは使いようのない場所なので、両方を購入することによって、統括的に土地を利用できるのではないかと思われま。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を御説明いたします。議案の4ページを御覧ください。

整理番号1番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の、
さんが令和3年8月10日に死亡されたため、相続人である
さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、4月14日に鈴木清委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、鈴木清委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号13番 鈴木です。

当日相続人の、
さん立会いの下、調査を行いました。

ご本人が考えていただいて、状況の出現ができましたので簡単にご報告いたします。

委員

上から3筆は、の樹木の歩道となっています。上から3筆は出荷前の植木が植えられていまして、現在は大きくなりすぎた物を整理しておりました。その下の（地番）一団の農地として、ここは前のツツジの苗が育てられていました。ちょうど行った時には、花粉の少ない杉の種を蒔いたばかりでした。

一部除外されていた面積は、農業資材や、肥料を保管するための建物になっていました。

その下の（地番）も一草もなく適切に管理されておりました。

今後も適切に管理されると思います。

よろしくご審議をお願い致します。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきますが、事務局より専決報告書の差し替えがあるとのことなので、説明をお願いいたします。

議長

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、6件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、14件で3ページから4ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時50分から開会いたします。